

## Client Alert

1 July 2020

### サプライチェーン等における人権侵害の防止： 2019 年度及び最新の各国人権侵害防止関連法の 重要アップデート

本アラートでは、2019 年度の各国人権侵害防止関連法の重要アップデートとともに、COVID-19 感染拡大下における人権侵害防止の取組みに向けた各国ガイダンスの動向および今後の実務対応に関する提案について概説する。

#### 2019 年度及び最新アップデートの概要

2019 年度及び最新の各国人権侵害防止関連法の重要アップデートの概要は、以下のとおりである。

- オランダ児童労働デューディリジェンス法の成立
- オーストラリア現代奴隷法-ガイダンスの公表及び COVID-19 感染拡大下における現代奴隷防止の取組みと報告書提出期限の一部延長
- 英国現代奴隷法 - COVID-19 感染拡大下における公表のためのガイダンスの公表

#### オランダ児童労働デューディリジェンス法の成立

2019 年 5 月 14 日、オランダ上院議会において、企業に対しサプライチェーンにおける児童労働についてデューディリジェンスの実施を義務付ける児童労働デューディリジェンス法 ("Wet zorgplicht kinderarbeid") が採択された。

適用対象となる企業は、オランダ国内のエンドユーザーに対して物品やサービスを販売する、オランダ国内外の全ての企業となる。適用対象企業は、販売対象となる物品やサービスについて、国際労働機関 (ILO) 及び国際経営者団体連盟 (IEO) が共同で公表する「[ビジネスのための児童労働のための手引き \("Child Labour Guidance Tool for Business"\)](#)」に準拠したデューディリジェンスを実施し、児童労働が利用された合理的な疑いがあるか否かを調査することが求められる。そして、当該合理的な疑いがある場合には、対応策の実施が義務付けられている。また、対象企業に対しては、デューディリジェンスの実施について所定の期間内の報告義務も課せられる。

最終的な施行については、2020 年 1 月 1 日以降とされていたが、本アラート発行日現在でも施行されておらず、2022 年施行の見込みとされている。



本アラートに関する  
お問い合わせ先：



武藤 佳昭  
パートナー  
03 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



村主 知久  
パートナー  
03 6271 9532  
[tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com](mailto:tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com)



吉田 武史  
パートナー  
03 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



山内 理恵子  
アソシエイト  
03 6271 9890  
[rieko.yamauchi@bakermckenzie.com](mailto:rieko.yamauchi@bakermckenzie.com)

## オーストラリア現代奴隷法

### ガイダンスの公表

2019年9月26日、オーストラリア内務省は、「[2018年連邦現代奴隷法 報告企業のためのガイダンス](#) ("Commonwealth Modern Slavery Act 2018 - Guidance for Reporting Entities")」を公表した。同ガイダンスは、2019年1月1日より施行されているオーストラリア現代奴隷法の適用ある報告企業に対して、同法上、報告・提出が求められる現代奴隷声明文の各要件（報告企業の該当性、自主申告時の報告要件、報告期限、報告上の必要的記載事項、社内承認・公表義務、グループ会社間での共同ステートメントの要件など）についてガイダンスを与えている。

なお、適用対象となる企業（報告企業）は、連結収益高（Consolidated Revenue）で1億オーストラリアドル以上の金額の売上のある、オーストラリア企業又はオーストラリアで事業を営んでいる企業である。本社が日本にある日本企業であっても、オーストラリアに事業所（place of business）が存在する場合、「オーストラリアで事業を営む」場合に該当し、適用され、報告企業となり得る。また、報告事項を推奨するにとどまる英国現代奴隷法とは異なり、オーストラリア現代奴隷法は、報告記載事項の記載を義務付けているなどの特徴を有する点につき、留意する必要がある。

### COVID-19 感染拡大化の現代奴隷防止の取組みと報告書提出期限の一部延長

一方で、2020年4月21日、オーストラリア現代奴隷法を管轄するオーストラリア国境警備隊は、COVID-19感染拡大下における、工場の閉鎖、人員削減、サプライチェーンの変更等により、現代奴隷またはその他の労働者搾取リスクが高まることを危惧し、現代奴隷防止のための取組みとして、

- サプライヤーとの、現在の契約条件等の可及的な尊重、短納期発注による現代奴隷リスクの認識の共有や脆弱な地位にある労働者支援のための措置の共同検討
- サプライヤー、労働者、事業者、投資家、市民社会および事業者団体との協働による、グローバル事業及びサプライチェーンにおける、脆弱な地位にある労働者保護・支援のためのベストプラクティスの特定
- Business & Human Rights Resource Center 等の主要なウェブサイトにおける現代奴隷防止のための取組みに関する国際的な資料のレビュー及びサプライチェーンにおける適正業務を支援するガイダンスの可及的な導入

などを推奨するガイダンスを公表している<sup>1</sup>。

同ガイダンスは、さらに、COVID-19による影響により、報告対象事業年度に予定されていた現代奴隷防止のための取組みについて遅延・変更等の影響を生じた報告企業は、自らの現代奴隷ステートメントにおいて、その影響の内容について記載することを推奨している。

<sup>1</sup> <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/criminal-justice/people-smuggling-human-trafficking/modern-slavery-act-coronavirus>



また、オーストラリア現代奴隷法上、報告が義務付けられる取組みの対象事業年度は、2019年1月1日以降に始まる事業年度<sup>2</sup>であり、提出期限は、当該報告対象事業年度の終了日から6か月以内となっていた。もっとも、新たなガイダンスとして、COVID-19感染拡大下でのリスク評価の見直しを期待し、報告対象期間が2020年6月30日までに終了する報告企業については、3か月間の期限の猶予が与えられている<sup>3</sup>。具体的に、各事業年度の期間のパターンごとの、当初の報告対象期間及び報告期限の具体例は以下のとおりである。

事業年度期間	当初の報告対象期間	報告期限
7月1日から 翌年6月30日	2019年7月1日から 2020年6月30日	2021年3月31日まで
1月1日から 翌年12月31日	2020年1月1日から 2020年12月31日	2021年6月30日まで
4月1日から 翌年3月31日	2019年4月1日から 2020年3月31日	2020年12月31日まで

## 英国現代奴隷法

### COVID-19感染拡大下における公表のためのガイダンスの公表

2020年4月20日、英国内務省は、英国現代奴隷法のもと、現代奴隷ステートメントの公表義務がある企業に対して、COVID-19感染拡大下においても、自らの事業及びサプライチェーンにおける現代奴隷リスクの評価・対応を継続して行うとともに、特に労働者の健康と安全に焦点をあて、需要の変動や事業モデルの変更により生じ得る、新たな労働搾取リスクについて検討する必要があるとのガイダンスを公表している<sup>4</sup>。

また、COVID-19感染拡大の影響下、現代奴隷ステートメントの公表が、事業年度の末日から6か月以内の期限に遅れる企業に対しても、6か月間の遅れの範囲内であれば、英国現代奴隷法違反として処罰の対象とはならないことを明示している。一方で、COVID-19感染拡大下においてとられた新たな現代奴隷防止のための取組みについて触れる必要があるとし、かつ、当該取組みのモニタリングの状況については、翌年度の現代奴隷ステートメントにおいて、記載されるべきであるとしている。

さらに、新たな現代奴隷リスク対応のために、労働者の健康・安全面、サプライヤー支援、苦情申立て・通報手続、労働者の採用、新たなリスクの観点から生じる問題点の検討を示唆している。

<sup>2</sup> 2019年1月1日に始まる事業年度は含まれず、事業年度が1月1日開始の会社の最初の報告対象期間は2020年1月1日から2020年12月31日まで。

<sup>3</sup> <https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/criminal-justice/people-smuggling-human-trafficking/modern-slavery>

<sup>4</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/coronavirus-covid-19-reporting-modern-slavery-for-businesses/modern-slavery-reporting-during-the-coronavirus-covid-19-pandemic>



## 今後の実務対応

以上の重要アップデートを踏まえ、今後の実務対応として提案する内容は、以下のとおりである。

- オランダ国内のエンドユーザーに対して物品やサービスを販売する日本企業又はそのグループ企業は、今後のオランダ児童労働デューディリジェンス法の施行に先立って、オランダ国内で販売する製品やサービスのサプライチェーンについて特定を進めた上で、同法施行後、同法に基づくデューディリジェンスの実施が円滑に進められるよう準備を進めることが考えられる。
- オーストラリア現代奴隷法上の現代奴隷ステートメント報告を予定する日本企業又はそのグループ企業は、2019年公表の報告企業のためのガイダンスに準拠しつつ、現代奴隷ステートメントの作成を進め、さらに、上述の2020年4月オーストラリア国境警備隊公表のガイダンスを踏まえて、COVID-19感染拡大下における新たな現代奴隷防止のための取組みについて検討し、現代奴隷ステートメントに反映することが考えられる。
- 英国現代奴隷法上の現代奴隷ステートメント公表を予定する日本企業又はそのグループ企業は、上述の2020年4月英国内務省公表のガイダンスを踏まえて、COVID-19感染拡大下においてとられた新たな現代奴隷防止のための取組みについて触れ、かつ、当該取組みのモニタリングの状況については、翌年度の現代奴隷ステートメントにおいて、記載することが望ましい。